

大洗町ビーチテニスクラブ 賛助会会員規約

<令和6年4月1日より適用>

1. 賛助会員は本クラブの定める「賛助会会員規約」及び、「施設利用規則」を守り、施設を使用します。
2. 会員は所定の会費、その他の費用を負担するものとします。一度納入された会費等については、その理由の如可を問わず返還されません。また、会費等未納の場合は施設を利用できません。
3. 会員資格の譲渡及び名義変更は認められません。
4. 会員が本クラブの名誉・信用を著しく傷つけ、又は秩序を乱す行為があったと認められたときは除名されることがあります。

5. 会員は本クラブの営業時間内において予約のうえ施設を利用することができます。ただし、次に該当するテニスコートは予約することができません。

- ①スクールレッスン実施時間帯
- ②イベント開催時間帯
- ③他者レンタル予約時間帯
- ④施設の修繕・清掃時間帯

なお、ご予約は右表の通り会費口数に応じて受付いたします。

会費口数	先行予約受付
1口	2か月前から
2口	3か月前から
3口	4か月前から
4口	5か月前から
5口	6か月前から

6. 賛助会会員が営業時間内にコートを利用する場合の専用使用料金は、基本料金の半額となります。
7. お客様のご都合により予約を前日および当日キャンセルした場合には別途キャンセル料をご負担いただきます。
8. コートは会員、ならびにクラブが許可した方以外は利用できません。なお、賛助会員で法人または団体である場合は、その代表者の許可のもと、どなたでもご利用いただけます。
9. 会員の使用コートについてはクラブ側が指定するものとします。
10. ご来場の際は、当日の利用代表者がまず受付にて備え付け帳簿に署名してください。係員が会員証の提示を求めることがありますので、交付された会員証をご持参下さい。
11. 会員は施設使用料が必要な場合、及び照明施設を利用する場合、プレー開始前に受付にて所定の料金をお支払い下さい。
12. 他の利用者に対して大きく迷惑をかけるような行為が認められる場合には、利用を制限させていただきます。
13. そのほか、係員が施設利用に関して指示をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力をください。
14. 本クラブ内で発生した傷害や、物損事故、盗難等については、当事者の自己責任といたします。本クラブにおいて重大な過失がある場合を除いて、損害賠償には応じられませんのでご承知下さい。